

新城市若者ボランティア人材バンクの設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新城市のボランティアをしたい若者と担い手不足の問題を抱える団体（地域活動団体、市民活動団体等）を繋げることを目的とした新城市若者ボランティア人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置し、人材バンクの登録手続、若者と担い手不足の問題を抱える団体を繋げる方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 人材バンクへの登録を希望する若者は、市長に新城市若者ボランティア人材バンク登録申請書（様式第1）を提出し、又はインターネットのフォームにより申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは人材バンクに次に掲げる項目を登録することとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 電話番号
- (4) 住所
- (5) 学校名又は勤務先名
- (6) メールアドレス

3 市長は、前項の規定により人材バンクに登録したときは、登録された者（以下「登録者」という。）にメールで通知しなければならない。

(登録条件)

第3条 人材バンクに登録することができる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 中学生以上29歳以下であること。
- (2) 市内在住、在学又は在勤であること。
- (3) ボランティア活動に関心があること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は登録できないものとする。

- (1) 公共の福祉に反する行為をするおそれのある者

- (2) 公序良俗に反する行為をするおそれのある者
 - (3) その他市長が登録することが適当でないと認める者
- (登録期間)

第4条 登録期間は、第2条第2項の規定による登録をした日の属する年度の末日までとする。

- 2 市長は、前項の登録期間満了の前に、登録者に再登録の意思をメール又はインターネットのフォームで確認することとする。この場合において、再登録の意思がある場合は、登録を継続することができる。

(登録の変更又は取消し)

第5条 登録者は、第2条第2項の規定により登録した内容に変更が生じたとき、又は登録を取り消すときは、市長に新城市若者ボランティア人材バンク登録変更・取消届出書(様式第2)を提出し、又はインターネットのフォームにより申請しなければならない。

- 2 市長は、登録者から前項の規定により変更又は取消しの届出があったときは、登録内容の変更、又は登録の取り消すこととする。
- 3 市長は、前項の規定により登録内容を変更したとき、又は登録を取り消すときは登録者にメールで通知しなければならない。

(登録の職権取消し)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録条件を満たさない場合
- (2) 登録内容に虚偽の記載があった場合
- (3) その他市長が登録することが適当でないと認める場合

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消すときは、登録者にメールで通知しなければならない。

(団体の条件)

第7条 ボランティア募集の依頼をすることができる団体は、次の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に定める特定非営利活動を行う、又は行おうとする市民団体、ボランティア団体等であること。

- (2) 市内に活動拠点をおき、2名以上で構成されていること。
- (3) 運営・責任体制が明確であること。
- (4) 選挙、政治、宗教、営利活動等を目的とした団体等でないこと。
- (5) 暴力団でない団体及び暴力団員と関係のない団体であること。
- (6) その他市長が必要であると認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次条に規定する事業活動に該当しないものであって、公共性が認められるものを実施する団体にあつては、当該事業での活用に限り、依頼することができる。

(依頼事業内容)

第8条 依頼しようとする事業が、次に掲げる事業に該当する場合は、依頼できないものとする。

- (1) 選挙、政治、宗教、営利活動等を目的とした事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

(ボランティアの依頼方法等)

第9条 ボランティアを募集したい団体は、市長に新城市若者ボランティア人材バンク依頼書(様式第3)を提出し、又はインターネットのフォームにより依頼しなければならない。

2 市長は、前項の規定による依頼があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録者全員に依頼内容をメールで通知するものとする。

3 ボランティアの参加の可否については、登録者と団体で連絡し、決定するものとする。

(秘密の保持等)

第10条 登録者は、個人情報、その他の活動に際して知り得た情報を、漏えい、第三者へ提供、又は不当な目的での利用等をしてはならない。

2 前条第1項の規定により依頼した団体(以下「依頼団体」という。)は、登録者の個人情報、その他の知り得た情報を、漏えい、第三者へ提供、又は不当な目的での利用等をしてはならない。

(依頼団体の義務)

第11条 依頼団体は、登録者の活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮しなければならない。

2 依頼団体は、必要に応じて登録者の活動に対する保険に入らなければならない。

3 依頼団体と登録者との間に、問題等が発生した場合は、双方による協議によって解決するよう努めなければならない。

4 依頼団体は、ボランティア活動終了後にボランティア活動への参加を証明する書類を登録者に発行するものとする。

5 依頼団体は、ボランティア活動に参加した登録者がいた場合には、市長に新城市若者ボランティア人材バンク結果報告書（様式第4）を提出し、又はインターネットのフォームにより報告するものとする。

（免責事項）

第12条 登録者又は依頼団体による一切のトラブルについて、市は一切の責を負わないものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。